

令和8年度  
名古屋市役所西庁舎における  
エレベーター広告掲出事業

(入札後資格確認型一般競争入札・郵送方式)

案内書



名古屋市

必ずこの案内書をお読みください。

# 目次

◇ あらまし .....	P 1
◇ 説明書 .....	P 3
第 1 対象物件.....	P 3
第 2 参加者の資格.....	P 3
第 3 広告掲出条件.....	P 6
第 4 入札書の提出.....	P 7
第 5 入札金額 .....	P 7
第 6 入札書.....	P 8
第 7 開札.....	P 8
第 8 競争入札参加資格確認申請.....	P 8
第 9 契約の締結.....	P 9
第 10 広告料の納付.....	P 10
第 11 契約保証金.....	P 10
第 12 問合せ先.....	P 10
◇ 契約書（案） .....	P 11
◇ 行政財産目的外使用許可条件.....	P 17
◇ 仕様書.....	P 21
◇ 名古屋市広告掲載要綱 .....	P 28
◇ 名古屋市広告掲載基準 .....	P 30
◇ 名古屋市総務局広告掲載要綱 .....	P 32
◇ 様式・記載例等 .....	P 37

# あ ら ま し

本事業は、名古屋市役所西庁舎にある6基のエレベーターの壁面等に事業者が広告を掲出できる場所を設けるもので、広告料に係る一般競争入札（入札後資格確認型）において**最高の価格を提示した方を対象に**、一定期間、庁舎の目的外使用を許可し、広告の掲出を認めるものです。

広告の掲出をご希望の方は、この案内書をよくお読みいただき、現地を確認したうえで、お申し込みください。

## 広告掲出までの流れ

入札案内書の配布 (この案内書)	令和8年2月10日(火) 午前9時開始 市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
質問及び回答	令和8年2月13日(金) 午後5時まで ファックスまたはメールにて質問書（様式自由）を送付してください。 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和8年2月18日（水）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。
入札書の提出 (郵送に限る)	令和8年2月19日(木)から令和8年2月26日(木)まで 必ず書留または簡易書留で郵送してください（期間内必着） （※代理人が入札する場合は、委任状が必要です）
開 札 及び 落札候補者の決定	令和8年2月27日(金) 午前9時30分から 名古屋市役所 総務局総務課内 （見学はできませんのでご了承ください） 最高の価格で入札した方を落札候補者とします。 落札候補者には電話連絡するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにて氏名（名称）及び入札金額を公表します。
競争入札参加資格 確認申請書の提出	令和8年2月27日(金)から令和8年3月6日(金)まで 午前8時45分から午後5時30分まで 郵送（書留または簡易書留）または持参によりご提出ください（期間内必着）  落札候補者は、名古屋市公式ウェブサイトから書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。

競争入札落札者 決定通知書等の送付	参加資格の審査後、令和8年3月24日(火)までに競争入札落札者決定通知書等を郵送します。
契約締結及び 公有財産目的外使用許可	審査結果の通知を受けた後、令和8年3月31日(火)までに契約を締結していただきます。 契約及び目的外使用許可は、落札者の名義で行います。
契約保証金及び 広告掲出料の納付	契約保証金は契約締結日までに、また広告料及び目的外使用料は本市が別に指定する期限までに、それぞれ本市が発行する保証金納付書及び納入通知書で納付してください。 なお、契約保証金については、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定に基づき、免除することがあります。
広告内容の審査・承認	本市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。 その内容について本市が審査を行いますので、承認された内容の広告をエレベーターに掲出していただきます。
広告の掲出期間	令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで  当初と同一の条件で、4回を限度（最大令和13年3月31日まで）に1年単位で目的外使用許可を更新し、契約を延長することができます。

# 入札説明書

入札については、法令、本市の条例、規則、規程のほか、この案内書によるものとします。参加をご希望の方は、必ず現地をご確認のうえ、お申し込みください。なお、提出された書類等に記載された情報については、入札関係事務にのみ使用します。

## 第 1 対象物件

- 1 広告を掲出する施設の名称及び所在地  
名 称 名古屋市役所西庁舎  
所在地 名古屋市中区三の丸二丁目 3 番 1 号

### ※ 参考

- ・西庁舎勤務職員等 2,693 人（本・東庁舎他 2,647 人 市役所勤務計 5,414 人）  
令和 7 年 4 月 1 日現在
- ・地下 1 階食堂利用者 299 人（令和 6 年度 1 日平均実績）  
西庁舎には共用会議室及び食堂があり、本庁舎や東庁舎に勤務する職員も往来しています。

- 2 エレベーター基数  
エレベーターホール内 6 基

- 3 掲出場所及び掲出広告の大きさ

広告掲出場所	広告枠数	広告掲出規格
エレベーター内壁面	6	H 728 mm×W 515 mm×D 20 mm以内
地下 1 階エレベーター外扉面	6	H 2100 mm×W 900 mm×D 1 mm以内

エレベーター内壁面と地下 1 階エレベーター外扉面を一括して募集します。  
詳細は 21 頁「仕様書」をご参照ください。

## 第 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次の各号に掲げる者であること。

- 1 地方自治法第 238 条の 3 に規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定に該当しない者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を

行い、認定を受けた者を除く。) でないこと。

- 5 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本募集に係る申込に参加しようとする者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別の理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本募集に係る申込に参加することができる。
- 6 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がない者
- 7 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- 8 名古屋市広告掲載基準第2に該当する規制業種又は事業者でない者であること。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

### 第3 広告掲出条件

---

#### 1 広告の掲出期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（掲出準備に要する期間を含む。）

※本市がエレベーターの使用に特に支障がないと認める場合には、当初と同一の条件で、4回を限度（最大令和13年3月31日まで）に1年単位で目的外使用許可を更新し、契約を延長します。ただし、目的外使用許可を更新しないときは、許可の期間満了日をもって契約は終了するものとします。

※契約期間の延長をご希望の場合は、翌年度の契約に向けて、毎年11月末日までに名古屋市総務局総務課に翌年度に係る目的外使用の許可申請（更新）を行ってください。

#### 2 広告料及び目的外使用料の納付

契約期間中は、実際に広告を掲出しているかどうかにかかわらず、契約した広告料と所定の目的外使用料を全額納付する必要があります。使用していない広告枠の広告料や目的外使用料を減額したり、還付したりすることはありません。

##### ア 広告料について

入札結果に基づき契約した金額を納付していただきます。

##### イ 庁舎の目的外使用料について

広告の掲出面積に応じて算出される目的外使用料を納付していただきます。

##### <目的外使用料の算定方法>

広告掲出面積1㎡あたり月額900円とし、算定結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げ、月額が100円に満たない場合は100円とします。また、広告期間に1円未満の端数があるときは、これを1円として算定します。

#### 3 広告の仕様

「名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業仕様書」（21頁参照）のとおりです。特に、エレベーターの運用、安全性に支障がないことを本市指定のエレベーター保守業者等に確認する必要があることについて、留意してください。

#### 4 事業計画書の提出

契約締結後、速やかに、掲出する広告の仕様、管理体制及び掲出スケジュールを記載した事業計画書を提出してください（48頁参照）。また、当初の事業計画を変更する場合についても、同様です。

#### 5 広告の内容等

広告の掲出にあたっては、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市総務局広告掲載要綱を遵守するとともに、市役所としての品位を損なわないデザインとしてください。（28頁から36頁参照）

なお、広告主及び広告内容については、掲出前に名古屋市（総務局広告審査会）の承認が必要となりますので、広告を掲出しようとする日の14日前までに原案を提出してください。広告掲出後に内容を変更する（広告を付け替える）場合も同様です。

#### 6 注意事項

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 法令を遵守するとともに、関係機関への申請や届出等が必要な場合には速やかに手続きを行うこと。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

- (3) 庁舎の目的外使用に係る許可条件を遵守すること。
- (4) 広告の掲出作業にあたっては、安全に十分に配慮するとともに、総務局の指示に従うこと。また、掲出後も定期的に安全面に問題がないか確認し、破損等があれば掲出事業者の責任において対応すること。

7 原状回復

契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに掲出した広告を撤去し、エレベーターを原状に復してください。

8 費用負担

広告の掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて事業者の負担とします。

#### 第4 入札書の提出

提出方法	入札書を書留又は簡易書留で郵送してください。 ※提出した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
提出期間	令和8年2月19日（木）から令和8年2月26日（木）まで ※上記期間後に到着した入札書は無効となります。
提出書類	(1) 入札書 ア この案内書に書式と記載例があります。また名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。詳しくは「第6 入札書」をご覧ください。 イ 二重封筒（中封筒・外封筒）を用いて郵送してください。 ウ 中封筒には必要事項を記入した入札書を入れて封印し、その表側に入札者名、住所又は所在地を記載してください。（記載例 38頁） 郵送用の外封筒には入札件名（エレベーター広告掲出事業）と入札書在中の旨を記載するとともに、入札者名、住所又は所在地を記載してください。
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所総務局総務課庁舎管理担当 あて
注意事項	談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

#### 第5 入札金額

入札書には、広告料の月額（消費税及び地方消費税を含まない額とし、契約希望金額に110分の100を乗じた額）のみを記載してください。別途納付する必要がある目的外使用料

については、記載金額に含めないでください。

## 第6 入札書

- 1 入札書は所定のものを使用してください。この案内書の40頁に書式があります。また名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正する場合には、該当の箇所に訂正印を押印してください。ただし、入札金額を訂正することはできませんので、金額を修正する場合には新しい入札書を使用してください。金額を修正した入札書は無効となりますので、ご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記入し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 郵送した入札書については、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 入札参加資格のない方のした入札
  - (2) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
  - (3) 記入事項を判読できない入札
  - (4) 必要事項の一部又は全部が記入されていない入札
  - (5) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
  - (6) 委任状を提出していない代理人のした入札
  - (7) 同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
  - (8) 入札書その他の書類が提出期限までに到達しなかった入札
  - (9) 競争入札参加資格確認申請書や必要書類に虚偽の記載をした者のした入札
  - (10) 入札談合に関する情報があった場合において、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書を提出しない者のした入札
  - (11) 明らかに談合によると認められる入札
  - (12) その他入札の条件に違反した入札
- 7 入札保証金は、免除します。

## 第7 開札

日時	令和8年2月27日（金）午前9時30分 総務局総務課内（見学はできませんのでご了承ください。）
----	--

- 1 開札の結果、最も高い価格（月額）を提示した方を落札候補者とします。
- 2 落札候補者には電話連絡をするとともに、名古屋市公式ウェブサイトにて氏名（名称）及び入札金額を公表します。
- 3 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、後日くじにより落札候補者を決定します。その場合、対象者には電話連絡をします。ただし、対象者がくじを引かないときは、市職員のうち、この入札事務を担当しない職員が代行します。

## 第8 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者は、開札後に入札参加資格について審査を受ける必要がありますので、資格審査に必要な書類を郵送又は持参してください。
- 2 落札候補者（個人の場合は本人、法人の場合は当該法人の役員等全員）を対象に、氏名（名称）、生年月日、性別、住所（所在地）及び役職名等の情報を愛知県警察本部へ提供し、

排除措置の対象者に該当するか否かを確認します。(3頁「第2 参加者の資格」を参照)

- 3 落札候補者に資格があると認めた場合は、落札者として決定し、その旨を通知します。
- 4 落札候補者に資格がないと認めた場合は、その旨を通知するとともに、次順位の方を落札候補者とし、同様に入札参加資格の審査を行います。その場合、本市からその旨を連絡しますので、審査に必要な書類を郵送又は持参してください。
- 5 資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日(その日が休日の場合はその後の直近の開庁日)以内に、書面(様式自由)で理由の説明を求めることができます。この場合、原則として書面が提出された日の翌日から起算して10日以内に書面で回答します。
- 6 提出された申請書等は返却しません。
- 7 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札者の負担とします。

受付期間	令和8年2月27日(金)から令和8年3月6日(金)まで 午前8時45分～午後5時30分まで ※名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日を除く。
提出先	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所総務局総務課庁舎管理担当(名古屋市役所本庁舎3階) ※郵送する場合は、封筒(表)に「競争入札参加資格確認申請書在中」と記載してください。
必要書類	(1) <b>競争入札参加資格確認申請書</b> 1通(44頁参照) (2) <個人の場合> <b>住民票の写し</b> 1通 <法人の場合> <b>法人登記簿謄本</b> 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人の場合> <b>法人役員等に関する調書</b> (46頁参照) (4) 本市の施設に広告を掲出した実績がある場合は、本市発行の行政財産使用許可書又は本市との広告掲出事業契約書のコピー (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、 <b>110円に簡易書留料金分(350円)を加えた料金の切手を貼った長形3号(12cm×23.5cm)封筒</b>
注意事項	(1) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、お早めにご提出ください。 (2) 審査に必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出を求めることがあります。 (3) 受付期間終了後は、(2)による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。

## 第9 契約の締結

- 1 落札決定後、落札者には競争入札落札者決定通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 落札者は、競争入札落札者決定通知書を受領した後、令和8年3月31日(火)までに契約を締結するものとします。
- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 契約書(案)は、11頁をご覧ください。

5 契約にかかる費用は、落札者の負担とします。

## 第10 広告料等の納付

---

広告料及び庁舎の目的外使用料は、本市が指定する期限までに名古屋市発行の納入通知書で納付してください。詳細は、契約書（案）をご覧ください。

## 第11 契約保証金

---

- 1 落札者には、契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、広告料の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復の状況を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、当該債務と契約保証金を相殺する場合があります。
- 4 還付する契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金で納付してください。
- 6 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

## 第12 問合せ先

---

この入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和8年2月13日（金）午後5時までに下記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください。（様式自由）提出してください。

（あて先）

名古屋市役所総務局総務課庁舎管理担当（電話番号：052-972-2106）

ファックス番号：052-972-4111

電子メールアドレス：a2106@somu.city.nagoya.lg.jp

- 2 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和8年2月18日（水）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。

## 名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出に関する契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告の掲出にあたり、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

- 第 1条 甲は、名古屋市役所西庁舎内のエレベーター内壁面及び地下 1 階エレベーター外扉面を提供し、乙に壁面広告等を掲出させるものとし、乙はこれに対して甲に広告料を支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （掲出場所及び仕様）

- 第 2条 エレベーター広告の掲出場所及び仕様については、別添仕様書のとおりとする。
- 2 乙は、本契約書のほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市総務局広告掲載要綱」に定めるところに従い、本契約書による壁面広告等の掲出を行わなければならない。

### （事業計画の策定及び協議）

- 第 3条 乙は、広告物の仕様、使用料、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

### （契約期間及び更新）

- 第 4条 本契約の有効期間は、契約日から令和 9年 3月31日までとする。
- 2 乙は、エレベーターの使用に特に支障がないと認める場合には、当初と同一の条件で、4回を限度（最長令和13年 3月31日まで）に、1年単位で契約の更新を申請することができる。
- 3 前項に定める乙の申請は、毎年11月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

### （使用の許可、期間、使用料）

- 第 5条 乙は、広告物の掲出に際しては、別途、名古屋市長から名古屋市公有財産規則（平成 16年 3月31日規則第49号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。
- 2 許可期間は、令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までの1年間とし、その後は令和13年 3月31日までの間、乙は1年ごとに使用許可を受けるものとする。この場合、毎年11月末日までに使用許可の申請を行わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に定める使用許可を受けるにあたり、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、所定の使用料を甲に納入するものとする。

### （本契約の期間満了）

- 第 6条 この契約の有効期間は第 5 条に定める使用許可の許可期間と同一とし、同許可が取り消されたときは、本契約は効力を失うものとする。
- 2 第 5 条第 2 項に基づき、乙が使用許可を申請し、甲がその申請を許可した場合は、契約を更新することとする。

(広告料)

第 7条 乙は、第 5 条第 3 項に定める使用料とは別に、壁面広告等の掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、年額金\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金\_\_\_\_\_円）の広告料を甲が定める期日までに甲の発行する納入通知書により甲に納付するものとする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合、変更前の広告料（消費税及び地方消費税額を除いたもの）に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に変更されたものとみなす。

また、広告掲出期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定する。

年度	支払対象期間	支払期日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

2 乙が前項に定める納付期日までに広告料を支払わないときは、乙は納付期日の翌日から支払った日までの期間について、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合で計算した額を延滞金として甲に支払わなければならない。

3 前項の規定により算出した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(権利譲渡の禁止)

第 8条 甲及び乙は、事前に他方当事者の承認を得ないで、本契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

(契約の履行の一時中止)

第 9条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって乙の責めに帰することができないものにより、乙が契約を履行できないと認めるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により1月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、総務局広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(広告掲出)

第10条 乙は、広告主の選定及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市総務局広告掲載要綱」を遵守するとともに、甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する審査において、甲から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

4 甲及び乙は、広告主及び広告内容について、施設の公共性、美観及び施設利用者への影響

に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正・変更)

第11条 甲は、広告内容が公共施設に掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告内容の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。

3 乙は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(広告内容についての責任)

第12条 乙は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙は保証するものとする。

(3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告の掲出にあたっての留意事項)

第13条 乙は、壁面広告等の掲出にあたっては、甲の指示に基づき、市役所の業務、維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう配慮しなければならない。

2 乙は、壁面広告等の落下及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。

3 甲は、乙に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

4 壁面広告等の掲出によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。

5 乙は、広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。

6 乙は、広告が毀損、汚損もしくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。

7 甲は、広告の毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去または一時削除)

第14条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去または一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 乙が、第5条第1項に定める使用許可の許可条件、本契約書に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。

(2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市総務局広告掲載要綱」及び募集要領に違反したとき。

(3) 第11条1項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は前条第3項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。

(4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項に定める一時撤去または一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。

3 第1項に定める一時撤去または一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。

- 4 第1項に定める指示があつたにも関わらず、一時撤去または一時削除に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去または一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲はこれによって生じた乙の損害の賠償を行わない。
- 5 本条に基づき一時撤去または一時削除が行われた場合、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に別に違約金を支払うものとする。
- 6 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

#### (甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、本契約を解除できる。

- (1) 第5条に定める使用許可を乙が得られないとき又は取り消されたとき。
  - (2) 法令違反又は正当な理由なく本契約に違反したとき。
  - (3) 本契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。
  - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。
  - (5) 乙が破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があつたとき。
  - (6) 次条の規定によらないで、乙が本契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済広告料を違約金とし乙に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。
- 5 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあつても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

#### (乙の解除権)

第16条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により甲に通告し、本契約を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なく本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。

#### (契約解除に係る違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、広告料総額の100分の50に相当する額を違約金として甲の定める期日までに支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項(第6号を除く。)の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225

号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 契約保証金の納付又はこれにかわる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(原状回復義務)

- 第18条 契約期間が満了し、又は本契約が解除されたときは、乙は自己の費用をもって広告を撤去し、原状に回復しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。
- 2 乙は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を受けなければならない。
  - 3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が原状回復をしない場合は、本契約終了の翌日から原状回復完了までの間、乙は甲に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害が生じた場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

- 第19条 乙は、本契約に基づく広告掲出を行うにあたって乙に損害が生じた場合、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合を除いて、甲に賠償を請求することはできない。
- 2 乙は、本契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行わなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
  - 3 乙は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
  - 4 第2項に規定する損害賠償の額は甲乙協議して決める。
  - 5 本契約の履行に関し、第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(著作権等の管理)

- 第20条 乙は広告の掲出に際して、著作権等(著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、甲の所有であるか否かは問わない。)を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

- 第21条 乙は事業の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

- 第22条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(談合その他の不正行為に係る特約条項等)

- 第23条 乙は事業を実施するにあたり、別添「談合その他の不正行為に係る特約条項」及び「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

- 第24条 本契約の定めで疑義が生じたとき、また本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市  
代表者 名古屋市長 広沢 一郎 印

乙  
印

## 行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額（ 使用料 ）円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第 3号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないものとする。
  - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
  - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
    - ①政治的又は宗教的用途に供した場合
    - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号。以下「風営法」という。）第 2条第 1項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
    - ③風営法第 2条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
    - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律77号）第 2条第 2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
    - ⑤公序良俗に反するおそれがある場合
    - ⑥周辺環境を損なうおそれがある場合
    - ⑦本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
    - ⑧その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき
- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を

賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。

- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 住所又は氏名（法人にあつては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
  - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があつたときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

## 談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

## 暴力団関係事業者との契約解除に係る特約条項

(発注者の解除権)

第 1 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

## 名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業仕様書

名古屋市を甲とし、掲出事業者を乙とする。

### 1 事業概要

名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業は、甲が乙から広告料及び庁舎の目的外使用料の納入を受けたうえで、乙が広告の掲出を行うものである。

西庁舎エレベーターホールに設置されたエレベーター 6基において、エレベーター内壁面及び地下1階エレベーター外扉面について一括で募集する。

### 2 広告掲出を行う施設の名称、所在地

- (1) 名称 名古屋市役所西庁舎
- (2) 所在地 名古屋市中区三の丸二丁目 3番 1号

### 3 広告掲出場所及び広告の大きさ

広告掲出場所	広告面数	広告掲出規格
エレベーター内壁面	6	H 728 mm×W 515 mm×D 20 mm以内
地下1階エレベーター外扉面	6	H 2100 mm×W 900 mm×D 1 mm以内

※掲出場所位置図（23頁）及び写真を参照し、必ず現地を確認すること。

※広告掲出規格にはフレーム部分を含むものとする。

### 4 広告の仕様・掲出方法

- (1) エレベーター内壁面に掲出する広告はフレーム等の設備により設置し、広告面はアクリル板等で保護するものとする。また、広告掲出に用いる設備は角が鋭利にならないよう加工が施されたものとし、落下防止等の安全措置を講ずること。
- (2) エレベーター外扉面に掲出する広告は、剥離可能で難燃性のものとし、剥離後に粘着剤が扉面に残らないものとする。また、エレベータードアの開閉に支障がない厚み、形状のものとし、安全性に十分に留意すること。事前に、本市が指定するエレベーター保守業者等と調整を行い、エレベーターの運用、安全性に支障がないことを確認すること。
- (3) 撤去時は、エレベーターを原状に復するものとする。
- (4) 上記(1)～(3)に定めるもののほか、掲出方法は甲の指示に従うものとする。

### 5 広告主及び広告内容

- (1) 広告主及び広告内容について、甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できないものとする。ただし、乙が自ら広告枠を使用し、乙の氏名（名称）等を表示して広告主の募集案内を行う場合を除く。
- (2) 乙は広告の掲載、修正及び変更をする場合は、掲出を希望する日の14日前までに広告案を甲へ提出し、総務局広告審査会の審査を受けることとする。

### 6 契約期間及び掲出期間

- (1) 契約期間 契約締結日の日から令和 9年 3月31日まで
- (2) 掲出期間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで（広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む）
- (3) 当初と同一の条件で、4回を限度（令和13年 3月31日まで）に、1年単位で契約の更新を申請できる。

### 7 掲出事業者の業務

- (1) 広告の作成、広告の掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復
- (2) 広告主の募集及び調整
- (3) 広告の破損並びに広告に関する問合せ及び苦情に対する対応
- (4) 広告料及び庁舎の目的外使用料の納付

#### 8 事業計画書の提出

乙は、契約締結後速やかに、掲出する広告の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応含む）及びスケジュール等を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。また、当初の事業計画を変更する場合についても、同様とする。

#### 9 広告掲出にかかる庁舎の目的外使用許可及び使用料

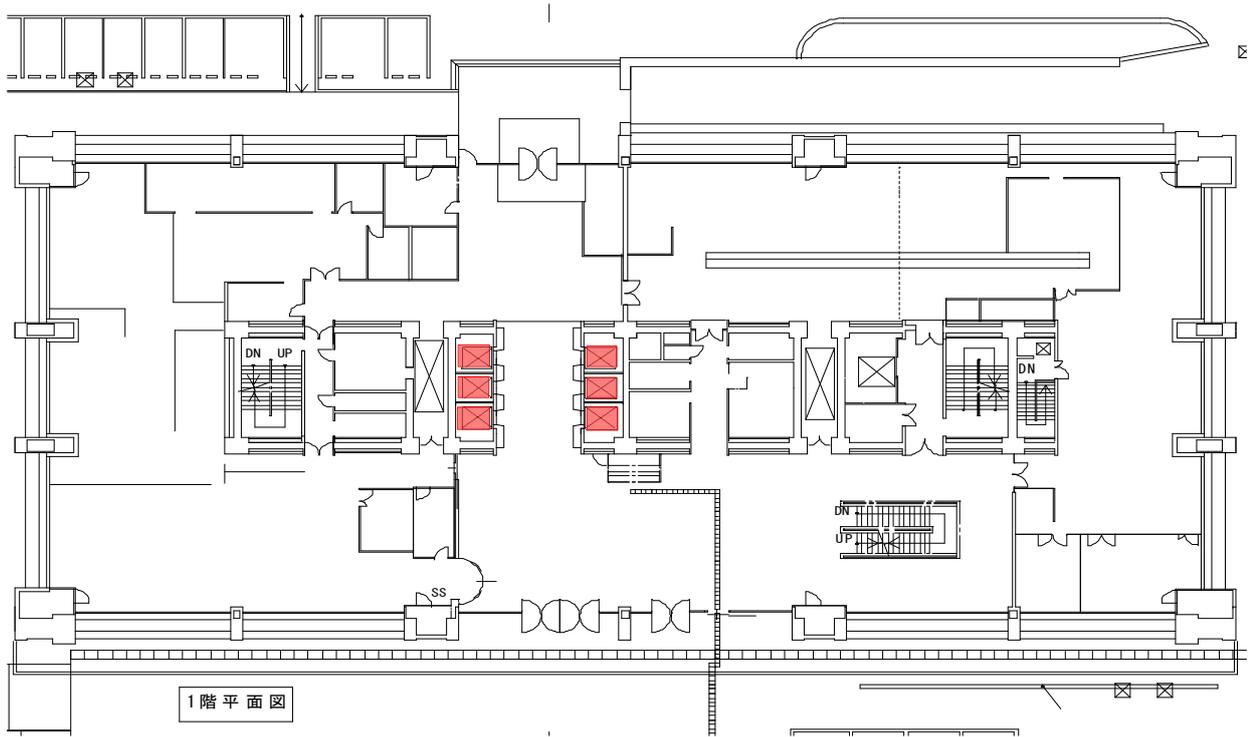
- (1) 乙は、広告掲出について庁舎の目的外使用許可を受け、募集の際に提示した広告料とは別に、広告掲出面積に応じて算出した使用料を納付するものとする。
- (2) 使用料は広告掲出面積 1㎡あたり月額 900円とし、算定結果に 1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げ、月額が 100円に満たない場合は 100円とする。また、広告期間に 1月未満の端数がある時はこれを 1月として算定する。

#### 10 その他

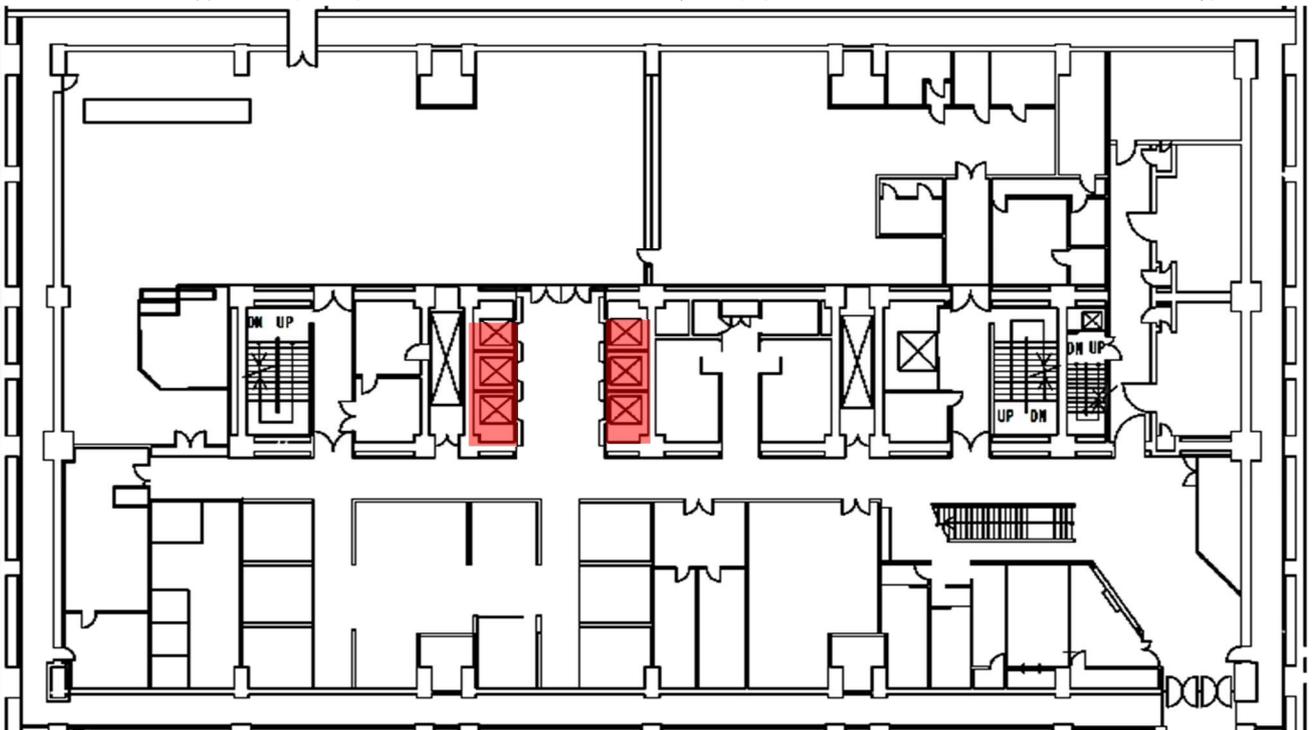
- (1) 広告の作成、掲出、掲出した広告の維持管理及び撤去並びに原状回復、広告に関する問合せ及び苦情に対する対応に要する費用は、すべて乙の負担とする。
- (2) 掲出した広告の維持管理、破損、事故時の対応等一切の保守管理に関しては、乙の責任と負担において速やかに対処するものとする。
- (3) 乙は、広告を掲出する権利を第三者に譲渡してはならない。
- (4) 掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、納入済みの広告料、使用料は返還しないものとする。
- (5) この仕様書、契約書等に定めのない事項で疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議のうえ、甲の指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に定めるもののほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市総務局広告掲載要綱」、「行政財産目的外使用許可条件」その他関係法令を遵守すること。
- (7) 本仕様書に関しては、別添の「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」の適用があるものとする。

<掲出場所位置図>

西庁舎1階 赤枠部分はエレベーターの設置箇所（広告掲出はエレベーター内壁面）

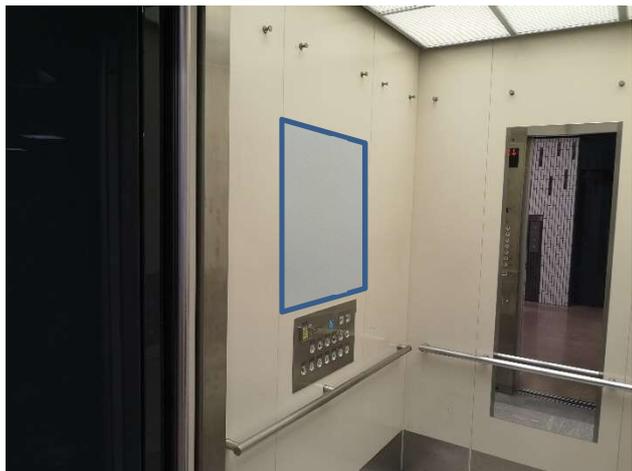


西庁舎地下1階 赤枠部分はエレベーターの設置箇所（広告掲出はエレベーター外扉面）



<掲出場所写真>

エレベーター内壁面 6枠 H 728 mm×W 515 mm×D 20 mm 以内



地下1階 エレベーター外扉 6枠 H 2100 mm×W 900 mm×D 1 mm 以内



(参考) 西庁舎勤務職員等 2,693人 本・東庁舎他勤務職員等 2,647人  
市役所勤務計 5,414人 (令和7年4月1日現在)  
食堂利用者数 299人 (令和6年度1日平均実績)

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めるときはこの限りでない。

### (複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

### (情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

**(情報の授受及び搬送)**

**第 9** 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

**(報告等)**

**第10** 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めるときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

**(従事者の教育)**

**第11** 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

**(契約解除及び損害賠償等)**

**第12** 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反しているとき、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

## 妨害又は不当要求に対する届出義務について

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 名古屋市広告掲載要綱

### (目的)

第 1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第 3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (広告の範囲)

第 4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

### (広告掲載に関する定め)

第 5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

### (広告掲載に関する審査)

第 6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第 7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

## 名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）  
根拠のない表示や誤解を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等
  - イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適當であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

## 名古屋市総務局広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、総務局が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱(以下「市要綱」という。)及び名古屋市広告掲載基準(以下「市基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 総務局が作成する印刷物
- (2) 総務局が所管するウェブサイト
- (3) 総務局が所管する公有財産
- (4) その他資産を所管する課・公所(以下「所管課」という。)の長が別に定めるもの。ただし、あらかじめ第17条に規定する総務局広告審査会(以下「広告審査会」という。)の承認を受けたものに限る。

### (広告掲載の掲載基準)

第3条 市要綱第4条、市基準第2及び第3に定めるもののほか、広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不相当であると認められるものは広告掲載を行わない。

2 前項の規定については、広告がリンクしているウェブサイトの内容(ただし、直接リンクするページ内に限る。以下同じ。)についても適用する。

### (広告掲載料等)

第4条 所管課の長は、効率的な事務の執行が見込まれる場合にあっては、広告主の負担により広告を掲載した広告媒体自体の納付(以下「現物納付」という。)をもって、広告掲載料の徴収に代えることができる。

### (広告の募集)

第5条 広告の募集は、所管課の長が、次の各号に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料金
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

### (広告掲載に係る契約)

第6条 広告掲載に係る契約は、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)及び名古屋市契約事務手続要綱に基づき、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者(広告の取次ぎを営業とする者(以下「広告代理業者」という。))を含む。以下「広告掲載希望者」という。)は、第5条に規定する募集要領に定める手続きに従い、名古屋市総務局広告掲載申込書(様式第1号)により申込みを行う。ただし、第3条第1項

に該当していると認められるものについては申込みを行うことができない。

(広告掲載の決定等)

第8条 所管課の長は、この要綱及び第5条の募集要領に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

2 前項の決定を行うにあたり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第9条 広告の原稿は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載料の納付等)

第10条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

2 所管課の長は、前項における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

(広告内容の変更)

第11条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第3条第1項に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長に提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第12条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知したうえで、当該広告掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不相当であると判断したとき

2 前項の規定により広告掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷契約締結後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、1月を越える期間連続して広告掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告掲載を再開した日の前日の属する月までの月額広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

#### (広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、掲載した広告に関して第三者から苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4 広告主は、第8条第3項の規定により通知を受けた広告掲載に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

#### (協議)

第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### (総務局広告審査会の設置)

第17条 次の各号に掲げる事項について審査するため、広告審査会を設置する。

- (1) 第2条第4号に規定する広告媒体の指定の承認に関する事項
- (2) 第8条第1項に規定する広告掲載の可否の決定の承認に関する事項
- (3) 第12条第3項に規定する広告掲載の取止めの可否の決定に関する事項
- (4) その他広告媒体への広告掲載を適正に行うために必要な事項

2 広告審査会に第一審査会及び第二審査会を置く。

3 第一審査会及び第二審査会の組織及び所掌事項は、別表に掲げるとおりとする。

4 第二審査会の委員長は、第二審査会の所掌事項について、内容の特殊性並びに重要性を勘案し必要と認めるときは、第一審査会の審議に付することができる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

7 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

8 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

9 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

11 広告審査会の庶務は、総務局総務課が処理する。

#### (その他)

第18条 その他広告掲載につき必要な事項は総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

名称	組 織		対 象	所 掌 事 項
	委 員 長	委 員		
第一審査会	担当局長 (企画調整)	担当外部長 総務課長 課長補佐(経理) 委員長の指名する職員	全ての課公所	第17条第1号に掲げる事項
第二審査会	総務課長	行政改革推進課長 人事課長 課長補佐(経理) 委員長の指名する職員	企画部、総合調整部、アジア・アジアパラ競技大会推進部	第17条第2号、第3号及び第4号に掲げる事項
	総務課長	企画課長 総合調整課長 課長補佐(経理) 委員長の指名する職員	行政DX推進部、職員部、市立大学部、東京事務所及び共済組合	
	企画課長	総合調整課長 課長補佐(経理) 委員長の指名する職員	総務課	

(注) 第一審査会における担当外部長については、総務課、市立大学部、共済組合の議案にあつては企画部長を、東京事務所の議案にあつては総合調整部長を、行政DX推進部の議案にあつては職員部長を、職員部の議案にあつては行政DX推進部長を、企画部の議案にあつては総合調整部長を、総合調整部、アジア・アジアパラ競技大会推進部の議案にあつては企画部長を委員とする。

入札書の郵送 外封筒

(表面)

切手	4 6 0-8 5 0 8
(朱書き) 名古屋市役所西庁舎における エレベーター広告掲出事業 入札書在中	名古屋市役所 総務局 総務課 庁舎管理担当 行
	名古屋市中区三の丸三丁目一番一号

※書留又は簡易書留郵便によりご提出ください。

※裏面又は表面左下部に入札者名を記載してください。

入札書を封入する中封筒

(表面)

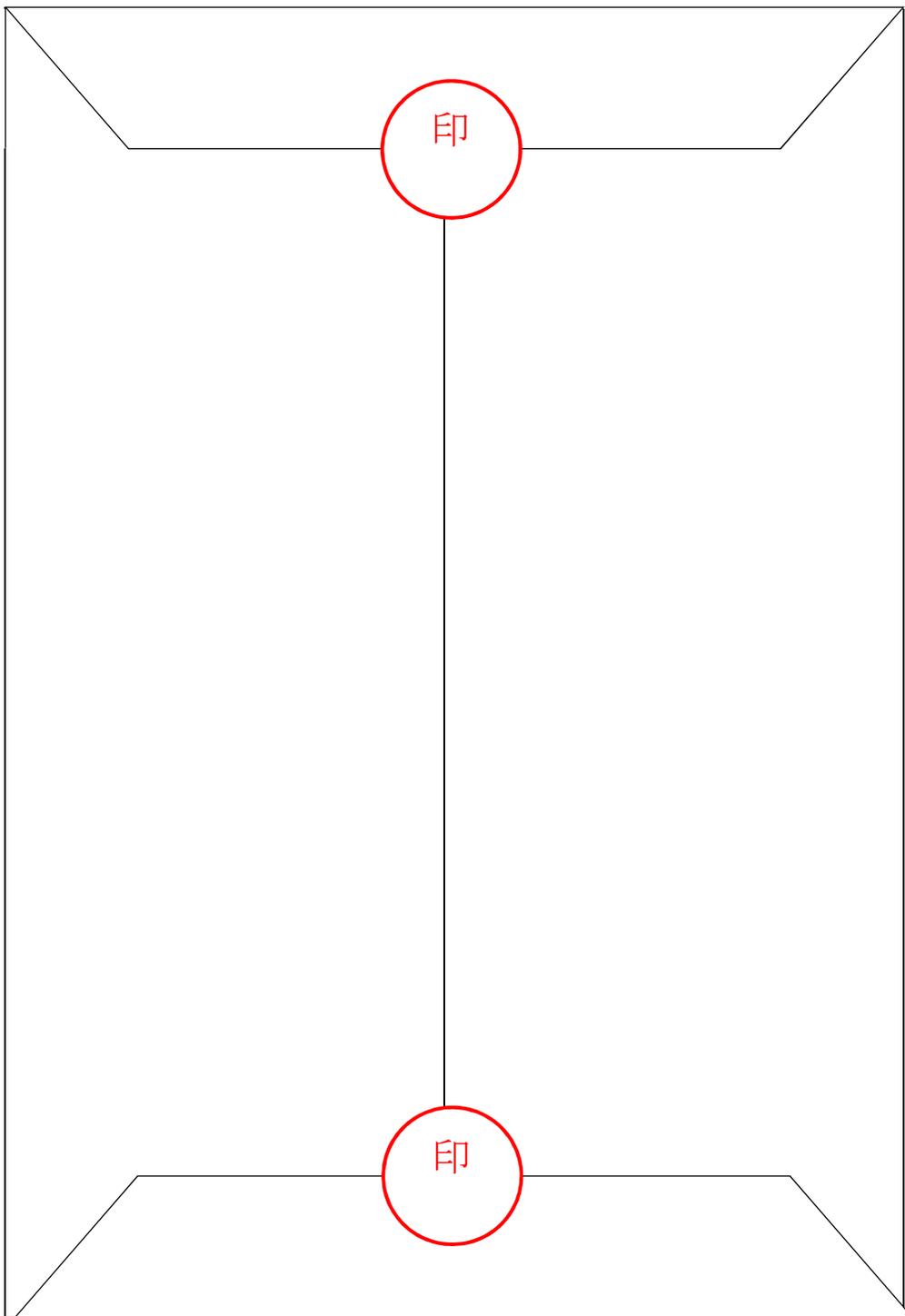
(開札日)	(入札件名)	(住所又は所在地)	(入札者名)
令和八年二月〇〇日開札	名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業	名古屋市中区三の丸三丁目一番一号	名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 太郎

※(入札者名)、(住所又は所在地)について、代理人が入札する場合は、代理人のことを併記すること。裏の印も代理人の印

※横書きによる記入でも構いません。

入札書を封入する中封筒

(裏面)



※糊付けし、封印してください。

# 入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地  
 商号又は名称  
 役職名  
 氏名

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

## 記

件 名		金 額 (月 額)							
		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
内 訳	エレベーター内壁面								
	地下1階エレベーター外扉								
<b>入 札 金 額</b> 〔名古屋市役所西庁舎における エレベーター広告掲出事業〕									

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

# 入 札 書

記載例

令和〇年〇月〇日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
 商号又は名称 名古屋株式会社  
 役職名 代表取締役  
 氏名 名古屋 一郎

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

## 記

件 名		金 額 (月 額)							
		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
内 訳	エレベーター内壁面	¥	1	0	0	0	0	0	0
	地下1階エレベーター外扉	¥	1	0	0	0	0	0	0
入 札 金 額 〔名古屋市役所西庁舎における エレベーター広告掲出事業〕		¥	2	0	0	0	0	0	0

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。



# 委任状

記載例

私は、都合により、名古屋株式会社中部支店 支店長 愛知次郎 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

代理人は下記受任者と同じとなります。

令和〇年〇月〇日公告の名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業にかかる一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 〇年 〇月 〇日

入札書の提出日以前の日を記入してください。

(委任者)

所在地

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

商号または名称

名古屋株式会社

代表者・役職・氏名

代表取締役 名古屋 一郎

上記委任の件、承諾いたしました。

(受任者)

住所

名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

名古屋株式会社中部支店

氏名

支店長 愛知 次郎

(あて先) 名古屋市長

# 競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市 市長

(申請者) 所在地  
商号又は名称  
役職名  
フリガナ  
氏 名

令和 年 月 日付で公告のありました名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター  
広告掲出事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて  
申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、こ  
の名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業にかかる入札説明書に定め  
る参加者の資格1、3、4、5、6、7及び8を満たしていること並びに添付書類の  
内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

### 添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通  
<法人の場合> 法人登記簿謄本 1通  
どちらも発行後3か月以内のもの
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 3 本市に広告を掲載した実績がある場合は、本市発行の行政財産使用許可書又は本市と  
の広告掲出事業契約書のコピー
- 4 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料  
金分を加えた料金の切手を貼った長形3号(12cm×23.5cm)封筒

連絡先 部 署  
担当者  
電話番号

(注) 申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。

# 競争入札参加資格確認申請書

記載例

令和 ○年 ○月 ○日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
商号又は名称 名古屋株式会社  
役職名  
フリガナ 代表取締役 名古屋一郎  
氏 名

令和 年 月 日付で公告のありました名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業にかかる入札説明書に定める参加者の資格1、3、4、5、6、7及び8を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

## 添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通  
<法人の場合> 法人登記簿謄本 1通  
どちらも発行後3か月以内のもの
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 3 本市に広告を掲載した実績がある場合は、本市発行の行政財産使用許可書又は本市との広告掲出事業契約書のコピー
- 4 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号（12cm×23.5cm）封筒

連絡先 部 署  
担当者  
電話番号

(注) 申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。

## 法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		
	( )	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載すること。

## 法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市〇区△丁目☆号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	別	任 所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・S・H・R 40・8・15	男	名古屋市中区三の丸〇丁目 〇番〇号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・S・H・R 40・10・10	女	名古屋市中区三の丸〇丁目 〇番〇号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・S・H・R 45・1・23	男	名古屋市中区三の丸〇丁目 〇番〇号
	( )	T・S・H・R .		
	( )	T・S・H・R .		
	( )	T・S・H・R .		
	( )	T・S・H・R .		
	( )	T・S・H・R .		
	( )	T・S・H・R .		
	( )	T・S・H・R .		
	( )	T・S・H・R .		
	( )	T・S・H・R .		

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反になりますので、ご注意ください。

代表役員については、法人登記簿に記載されている住所を記載し、その他の役員は現住所を記載してください。  
3 頁「第 2 参加者の資格」をご確認ください。

※ 法人の役員について記載すること。

# 名古屋市役所西庁舎におけるエレベーター広告掲出事業 事業計画書

## 1 仕様等

※ 仕様、設置する広告のサイズ（縦・横・奥行の長さ）、設置方法等について記載してください。

## 2 管理体制・スケジュール

※ 管理業務内容、管理運営体制及び緊急時の連絡先を記載してください。  
広告内容の変更（付け替え）スケジュール等について、可能な範囲で記載してください。